

**1101テキスト「チェーンソー作業の安全ナビ」 変更箇所**  
**令和7年4月 改訂3版 第2刷→令和8年4月 改訂3版 第3刷**

頁	行数等	修正（訂正）部分	変更修正（訂正）内容
19 ~ 20	全ページ	10 熱中症の対処方法	10 熱中症予防対策 文章：全文修正 イラスト有
51	中段 (注4行目)	安衛則第477条、～角度が30度近いものが見受けられます。	安衛則第477条、～角度が30度 <b>近い</b> ものが見受けられます。
108	上から4行目	特別教育終了後に、 目立では、丸やすりで行いますがテーパー型とは異なる方法となります。	特別教育 <b>修了</b> 後に、 <b>目立では、テザルカッター用にデザインされたダブルベベル、六角等の特殊なやすりのみを使用して下さい。</b>
147	下から8行目	第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	第4条 労働者 <b>及び労働者以外</b> の者で労働者と同一の場所において <b>仕事の作業に従事するもの</b> は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。
197	下から17行目	第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	第26条 労働者 <b>及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外</b> の者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
198	上から4行目	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者 <b>及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外</b> の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
198	上から6行目	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者 <b>及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外</b> の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
199	第62条の後に	(新設)	<b>(高齢者の労働災害防止のための措置)</b> 第62条の2 事業者は、高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。
199	上から18行目	第11章 雑則 (書類の保存等) 第103条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及び第3項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。 2 登録製造時等検査機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。	第11章 雑則 (書類の保存等) 第103条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定 <b>(第57条の2第4項及びこれに基づく命令の規定を除く。)</b> に基づいて作成した書類(次項及び第3項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。 2 登録設計審査等機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、 <b>設計審査等</b> 、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。
199	下から16行目	第12章 罰則 第117条 第37条第1項、第44条第1項、第44条の2第1項、第56条第1項、第75条の8第1項(第83条の3及び第85条の3において準用する場合を含む。)又は第86条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第12章 罰則 第117条 第37条第1項、第44条第1項、第44条の2第1項、第56条第1項、第75条の8第1項(第83条の3及び第85条の3において準用する場合を含む。)又は第86条第2項の規定に違反したときは、 <b>当該違反行為をした者は</b> 、1年以下の <b>拘禁刑</b> 又は100万円以下の罰金に処する。
199	下から13行目	第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 該当条項(略)	第119条 次の各号のいずれかに該当する <b>場合には、当該違反行為をした者は</b> 、6月以下の <b>拘禁刑</b> 又は50万円以下の罰金に処する。 該当条項(略)
199	下から11行目	第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 該当条項(略)	第120条 次の各号のいずれかに該当する <b>場合には、当該違反行為をした者は</b> 、50万円以下の罰金に処する。 該当条項(略)
199	下から9行目	第121条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。 該当条項(略)	第121条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした <b>登録設計審査等機関等</b> の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。 該当条項(略)
205	上から15行目 (第3編 衛生基準と第9章 救急用具の間に挿入)	第3編 衛生基準  (新設)  第9章 救急用具 (救急用具の内容) 第634条 事業者は、前条第1項の救急用具及び材料として、少なくとも、次の品目を備えなければならない。 一 ほう帯材料、ピンセット及び消毒薬 二 高熱物体を取り扱う作業場その他火傷のおそれのある作業場については、火傷薬 三 重傷者を生ずるおそれのある作業場については、止血帯、副木、担架等	第3編 衛生基準 <b>第5章 温度及び湿度</b> <b>(熱中症を生ずるおそれのある作業)</b> 第612条の2 事業者は、 <b>暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を確保し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。</b> 2 事業者は、 <b>暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。</b> 第9章 救急用具
205	上から21行目	(削除)	(削除)
奥付	枠内	令和7年4月 改訂3版 第2刷	令和7年4月 改訂3版 第2刷の下に <b>令和8年4月 改訂3版 第3刷</b>
奥付	枠内	定価2,970円 (本体価格2,700円+税) 送料別	定価 <b>3,300円</b> (本体価格 <b>3,000円</b> +税) 送料別
奥付	枠外	25.04.25.000	<b>26.04.28.000</b>
裏表紙	右上	定価2,970円 (本体価格2,700円+税) 送料別	定価 <b>3,300円</b> (本体価格 <b>3,000円</b> +税) 送料別